

「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX

重要

「介護職員処遇改善交付金の申請受付期間を延長しました！」

注意

「3級ヘルパーによる訪問介護費算定の経過措置について」

「サービス提供体制強化加算の算定要件について」

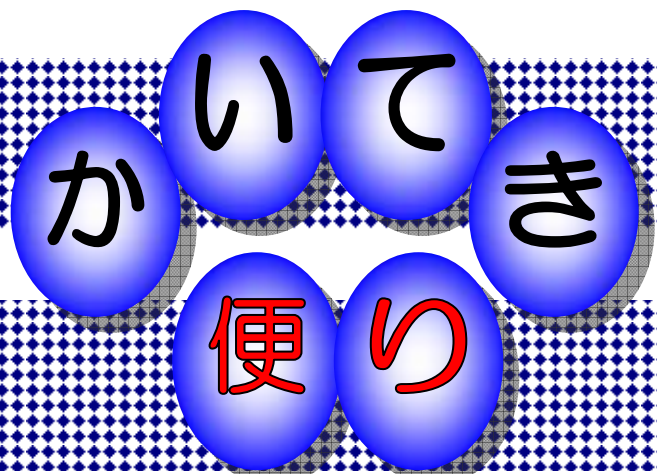
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」

お知らせ

「通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模の変更について」

「特定事業所集中減算の届出について」

「シンポジウム「ロボットを暮らしの中に活かそう！」
～高齢者世帯での安心・安全な生活と健康管理～」



平成22年3月1日発行 第68号

介護職員処遇改善交付金の申請受付期間を延長しました！

重要

先般、本交付金について、厚生労働省より、3月中の申請についても、特例的に2月サービス分に遡及して交付金を支払う方針が示されました。これを受け、東京都においても、**3月末日までに到着した申請については、2月サービス提供分に遡及して交付対象とします。(ただし、事務処置の都合上、3月16日(火)以降の到着分については、7月支払いとなる可能性があります。)**

できるだけ多くの交付金対象事業者の皆様に応じいただき、介護職員の処遇改善のため、本交付金の積極活用をお願いします。

【処遇改善交付金お問い合わせ専用電話】

TEL03 - 5320 - 4343 受付時間:平日9時30分～17時(11時45分～13時15分を除く)

3級ヘルパーによる訪問介護費算定の経過措置について

注意

3級ヘルパーによる訪問介護サービスは、平成21年4月の報酬改定において経過措置が延長されましたが、平成22年3月31日までの算定となります。**4月1日以降は算定できませんので、ご注意ください。**

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03 - 5320 - 4593

サービス提供体制強化加算の算定要件について

注意

平成21年4月より創設されたサービス提供体制強化加算における職員の割合の算出方法は、平成22年度から、実績月数により、本文適用となります。(新設の事業所等については、ただし書きを適用。)

平成21年度に6月以上の実績がある事業所で平成22年度も引き続き当該加算を算定する事業所の職員の割合の算出においては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用います。つきましては、平成21年度の実績を確認し、算定要件を満たしていない場合には、直ちに届出をしてください。

また、平成21年度の実績が6月に満たない事業所については、平成22年度においてもただし書きの適用となり、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用い、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持することになります。

【お問い合わせ先】

居宅系サービス 介護保険課介護事業者係 TEL03 - 5320 - 4593

施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL03 - 5320 - 4264

福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

注意

経済産業省及び消費者庁が、公表した重大製品事故のうち福祉用具に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。(平成22年1月26日・2月9日・2月16日付)

詳細については、以下のとおりホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保・事故防止に係る注意喚起

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.htm)

通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模の変更について

お知らせ

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所の事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます(平成12年老企第36号参照)。

平成22年度の事業所規模区分を変更する場合は、平成22年3月15日までに必要書類をご提出ください。必要書類は以下のホームページからダウンロードできます。

【提出先】

通所介護及び通所リハビリテーション(老人保健施設除く)
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階
財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室 TEL03-5206-8752
通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

【東京都福祉保健局ホームページ】

通所介護及び通所リハビリテーション(老人保健施設除く)
東京都介護サービス情報>事業者指定申請・届出>加算届出様式
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan/index.html)
通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)
東京都福祉保健局>分野からのご案内(高齢者)>介護老人保健施設>介護老人保健施設変更届等様式
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou/index.html>)

特定事業所集中減算の届出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業所においては、特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存することとなっています。このチェックシートは、平成21年9月1日から平成22年2月末日までの居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の最もその紹介件数の多い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載するものです。

紹介率最高法人の割合が、3つのサービスのうちいずれかで90%を超えた場合は、必ずチェックシートを東京都に郵送してください(受付期間は、3月1日から3月15日必着)。3つのサービスがいずれも90%以下の場合は提出する必要はありません。

【郵送先】 163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(21福保高介第326号)については、以下のとおりホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等>特定事業所集中減算
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4175

シンポジウム「ロボットを暮らしの中に活かそう！」

お知らせ

～高齢者世帯での安心・安全な生活と健康管理～

高齢者人口の急増に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。地域・在宅における高齢者の安心・安全を確保する必要性が高まっており、現在、最先端技術を活用し家庭内などで利用できるロボット開発が急速に進んでいます。今回は、高齢者世帯での安全確保や健康管理関連の技術開発の現状や今後の展望について、企業開発者等からお話しいただきます。また、ロボットのデモンストレーションや福祉用具の展示も同時開催します。

日 時 平成22年3月28日(日) 12時30分～17時00分まで

場 所 東京都庁 都民ホール(新宿区西新宿2-8-1都議会議事堂1階)

申込方法 3月25日(木)までに、ファクスに氏名(ふりがな)、電話番号を書いてFAX03-5388-1395へお申し込みください。

【お問い合わせ先】 東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課 TEL03-5320-4565

編集兼発行 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 TEL03-5320-4595